

キャリアサポートちどり（介護福祉士実務者研修、通信課程）学則

第1章 総則

（事業者の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

社会福祉法人 晋栄福社会 中山ちどり

所在地 兵庫県宝塚市中山桜台1丁目7番1号

（目的）

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて介護福祉士として必要な知識及び技能を習得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

（実施課程）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という。）を実施する。

介護福祉士実務者研修（通信課程）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

「キャリアサポートちどり（介護福祉士実務者研修、通信課程）」

第2章 教育課程、研修期間等

（養成課程、修了年限及び定員等）

第5条

【通信課程】

課程	受講期間	受講定員	学級	1学級の定員
実務者研修	6か月	最大40名	2学級	20名

（履修方法）

第6条 当該科目の履修認定については、別添「研修カリキュラム」に定める通信学習時間数に相当する課題の修了と、面接授業時間数の出席を必要とする。

(スクーリングの会場)

第7条 スクーリングの会場は、次のとおりとする。

宝塚校

兵庫県宝塚市中山桜台1丁目7番1号

中山ちどり施設内

垂水校

兵庫県神戸市垂水区高丸6丁目7-2

神戸垂水施設内

(教育課程及び授業時間数)

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別添「研修カリキュラム」のとおりとする。

第3章 選考、入学、在籍年限等

(入学時期)

第9条 入学時期は、5月1日とする。

開催について、概ね毎年開講とする。

(受講対象者)

第10条 介護福祉士国家試験の取得を目指すことを希望する者または介護事業所に従事することを希望する者または介護の知識・技術を学び家庭や地域社会で活用することを希望する者であり、16歳以上の心身ともに健康である者とする。

なお、通信を行う地域は全国とする。(ただし、スクーリング受講に支障がない者。)

(受講者の選考)

第11条 受講者の選考は、書類選考によって選考し、決定通知にて通知する。

- ・受講希望者は申し込み用紙に必要事項を記入し、受講者が該当する資格を有する場合は、資格証書の写しを添付の上申し込む。

※資格証書：訪問介護員1級養成研修課程修了証明書

訪問介護員2級養成研修課程修了証明書

介護職員初任者研修修了証明書

介護職員基礎研修修了証明書

- ・定員に達した場合は受付終了とする。
- ・受講者の決定後、決定通知と共に受講料等支払いのための書類を受講者宛に送付する。

(受講手続き)

第12条 受講手続きは以下のとおりとする。

- (1) 募集時期
 - ・開校日の2ヶ月前から募集し、25日前に締め切る。
- (2) 納入時期
 - ・受講者は申し込み後、開校日の10日前までに振り込みにて受講料を納入する。
- (3) 受講の許可
 - ・受講手続きを完了した者について受講を許可する。
- (4) 受講料返還方法
 - ・当事業者の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

(受講者の本人確認)

第13条 受講者の本人確認は以下の方法で行う。

受講申込受付または初回の講義時に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員等が確認する。

(研修期間)

第14条 研修期間は原則として6か月とし、養成施設の長の許可を得た場合は、最長12か月まで受講を延長することができる。

(在籍年限)

第15条 在籍年限は1年以内とする。但し、やむを得ない場合については手続きの上、2年までとする。

(休業日)

第16条 年末年始（12月30日～1月3日）は休業日とする。

(休学)

第17条 受講者が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しよう

とするときは、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、養成施設の長の許可を得なければならない。

（復学）

第18条 前条の者が復学しようとするときは、復学届を養成施設の長に提出し、その許可を得なければならない。

（退学）

第19条 受講者が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとするときは、その事由を記載した書類を提出し、養成施設の長の許可を得なければならない。

第4章 学習の評価及び、補講、修了の認定

（学習の評価及び課程修了の認定）

第20条 学習の評価は以下のとおりとする。

- ・各科目の到達目標に従い、内容の理解度を確認する。
- ・受講者自身が問題点を把握できるように、学習に対する指導を行う。
- ・添削や採点を、科目ごとに1回以上行う。
- ・レポート課題は、テキスト等を参考にして自宅で学習し、提出締切日までに提出する。

（課程修了の認定）

第21条 修了の認定については以下のとおりとする。

- ・受講に係る費用を全額納入していること。
- ・スクーリングにすべて出席していること。
- ・レポート課題及び修了評価問題にすべて合格していること。
- ・通信課程のレポート課題及び修了評価問題においては、70点以上を合格とする。
- ・介護過程Ⅲにおいては、介護の演習（30点）、介護計画書の作成（40点）、授業姿勢や提出物等のその他の項目（30点）の合計100点満点で評価をし、介護の演習で21点以上、介護計画書で28点以上、その他の項目で21点以上かつ全体でも70点以上を

合格基準とする。

- ・医療的ケア（演習）において、シミュレータを使用し、口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引及び胃ろう、鼻腔からの経管栄養の演習を各5回以上行い、3回以上かつ最終の演習ですべての手順をミスなく行えたものを合格基準とする。

また、救急蘇生法演習を1回以上行っていること。

（スクーリングの出席確認）

第22条 受講者がスクーリング出席時に出席確認表に押印し、押印された出席確認表をもって、受講者の出席状況の把握を行う。

（研修欠席者の扱い）

第23条 スクーリングの開始時前に出欠確認を行う。やむを得ず欠席する場合は、必ず研修開始前には電話等により届けることとする。なお、15分以上遅刻した場合は欠席とする。

（レポート課題及び修了評価問題の再提出について）

第24条 レポート課題及び修了評価問題の再提出については、以下のとおりとする。

- （1）レポート課題の期限を過ぎた者及びレポート課題及び修了評価問題の内容が不可と判断された者については、レポート課題及び修了評価問題の再提出を求める。
- （2）レポート課題及び修了評価問題の再提出にかかる費用は受講者の負担とする。

（補講について）

第25条 補講については以下のとおりとする。

- （1）やむを得ない事情でスクーリングを欠席した場合、欠席したスクーリングについて補講を行うものとする。
- （2）介護過程Ⅲ及び医療的ケアで一定の基準に達しなかった者について補講を行うものとする。
- （3）補講にかかる費用は受講者の負担とする。
- （4）（1）に規定する「やむを得ない事情」とは、社会通念上の妥当とされる次の事由とする。

- ① 疾病または負傷
- ② 水害、火災、地震、暴風雨雪等の天災、暴動、交通事故等
- ③ 法令の定める事由によるもの

- ・選挙権その他公民としての権利を行使する場合
 - ・証人、鑑定人、参考人、裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁に出頭する場合
- ④ その他、やむを得ない事由としてキャリアサポートちどりが認めた場合

(他研修の修了認定)

第26条 修了認定について以下のとおりとする。

- (1) 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)」(平成23年10月28日社援発1028第1号厚生労働省社会・援護局長通知)等の関係通知に基づき、地域の団体等で実施されている研修であって、第6条に定める教育内容と同一内容の授業内容と同一内容の科目を履修した者の単位について、本人からの申請に基づき認定研修実施者から交付を受けた研修修了証を確認した結果、教育内容の一部について修了認定が可能であると判断した場合はキャリアサポートちどりで履修し習得したものとみなす場合がある。
- (2) 対象となる地域研修の要件
- ①実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれている研修を当該科目の時間数以上行っていること。
 - ②認定研修実施者によって研修受講者の受講状況が確実に管理されていること。
- (3) (1)、(2)を審査の要件として、「喀痰吸引等研修」「認知症実践者研修」の修了者をキャリアサポートちどりで設定した料金において受け入れる場合がある。

(修了証明書の交付)

第27条 第20条により修了を認定された者は、修了証明書を交付する。また、一部修了した科目がある者は、履修証明書を交付する。

第5章 受講料

(受講料)

第28条 研修受講料は、次のとおりとする。

- ・受講料 無資格者 120,000円(税別)

介護職員初任者研修修了者	70,000 円 (税別)
ホームヘルパー 2 級修了者	70,000 円 (税別)
ホームヘルパー 1 級修了者	55,000 円 (税別)
介護職員基礎研修修了者	45,000 円 (税別)

※上記研修受講料には、テキスト代を含まない。

(使用テキスト)

第 29 条 研修では以下のテキストを使用する。尚、ホームヘルパー 1 級修了者は介護福祉士実務者研修テキストの第 3 巻と第 5 巻、介護職員基礎研修修了者は介護福祉士実務者研修テキストの第 5 巻のみを使用する。

- ・介護福祉士実務者研修テキスト 第 1 巻 人間と社会 第 3 版
2,000 円 (税別) 中央法規
- ・介護福祉士実務者研修テキスト 第 2 巻 介護 I ―介護の基本、コミュニケーション技術、生活支援技術― 第 2 版
3,200 円 (税別) 中央法規
- ・介護福祉士実務者研修テキスト 第 3 巻 ―介護過程― 第 2 版
2,000 円 (税別) 中央法規
- ・介護福祉士実務者研修テキスト 第 4 巻 心とからだのしくみ 第 2 版 2,800 円 (税別) 中央法規
- ・介護福祉士実務者研修テキスト 第 5 巻 医療的ケア 第 2 版
2,800 円 (税別) 中央法規

第 6 章 教員組織

(教員組織)

第 30 条 教員は以下のとおりとする。

- ・養成施設の長
- ・教務に関する主任者
- ・介護過程Ⅲ担当教員
- ・医療的ケア担当教員
- ・その他の教員

第 7 章 その他

(賞罰)

第31条 賞罰は以下のとおりとする。

- (1) 受講者が学則並びにキャリアサポートちどりが定める諸規則を守らず、受講者としての本分に反する行為があったときは、注意し、改善が見込まれない場合は処分することができる。
- (2) 懲戒処分方法は指導、警告、勧告及び退学とする。

◆判断基準◆

次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 遅刻、早退を繰り返す者。
- (2) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないとみなされた者。
- (3) 学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者。
- (4) 他の受講者の学習を著しく妨げる者。
- (5) 自力でレポート課題及び演習内容を行うことができない者。
- (6) その他、事業者が受講または受講の継続が不相当とみなした者。

※受講を取り消されるに至った者は、その間履修した当該研修科目については全て無効とする。受講料についても一切返還しない。

(修了者管理の方法)

第32条 修了者管理は以下のとおりとする。

- (1) 修了者を修了名簿に記載し、厚生労働省で指定された様式に基づき兵庫県に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失があった場合は、修了者からの申し出により再発行ができる。
- (3) 修了証明書の再発行に係る費用は受講者が負担する。

(公表する情報の項目)

第33条 研修機関が公表すべき情報についてはホームページ上で公表する。

(<http://www.chidori.or.jp/nakayama/index.php>)

(その他研修実施に係る留意事項)

第34条 研修の実施に当たり、以下のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して苦情及び事故が生じた場合は迅速に対応する。
- (2) 当事業者は事業実施や本人確認書類などにより知りえた受講者などの個

人情報は、本事業以外の目的に使用しない。また、受講終了後も同様とす

る。

(3) 入学・成績・出席状況等、生徒に関する書類は、5年間確実に保存し、管理を行う。

(施行細則)

第35条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要が認められる場合は、当事業者がこれを定める。

(附則)

第36条 この学則は令和3年5月1日から施行する。